

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する氾濫危険情報等を直接区長へ伝達する取組を促進する。(ホットメールの構築)	現状と課題 ・東京都から防災情報を水防担当部署及び防災担当部署でFAX及びメール等により情報を発信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。 ・受け取った氾濫危険情報等を直ちに共有し、迅速に次の行動に移行する仕組みの構築が必要である。	・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。			・首長による避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築している。一部の自治体で未提供となっている。(建設局)	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市のみ対象 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組 ・受信した情報を関係機関に迅速に共有する仕組みの構築を行う。	・東京都からの情報を区長及び関係部署等に迅速かつ正確に伝達できるように現在の仕組みを整備していく。	・令和2年度に東京都と調整し、防災情報を区長への直接送付ではなく実務面を考慮して危機管理室でメールを受ける体制に変更した。引き続き実務的に速やかに対応できるようにこの体制を続けていく。				・ホットメールの利用を促進していく。(建設局)	
		R4年度 ・東京都からのホットメールを当区の方法により、区長に伝達される仕組みを昨年度に続き運用。	・東京都からの情報を区長及び関係部署等に迅速かつ正確に伝達できるように現在の仕組みを整備していく。	・令和2年度に東京都と調整し、防災情報を区長への直接送付ではなく危機管理室でメールを受ける体制に変更している。				・引き続き、対象の全自治体の参加を求めていく。(建設局)	
B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。(避難指示等の発令判断の支援)	現状と課題 ・避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や氾濫危険情報等の河川情報の伝達後、情報の共有に時間を要する場合がある。 ・区のメール配信サービス等に連動させ、登録制メールで住民等に配信するための仕組みの構築及び配信内容の検討が必要である。	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を防災担当部署で受信できる仕組みを構築している。	・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。				・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水防災総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報を区に提供している。また、河川の状況をわかりやすく提供するため、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用して動画を配信している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
	今後の具体的な取組 ・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後東京都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。				・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)		
	R4年度 ・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討する。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後東京都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・東京都から避難情報の発令判断を支援するための防災情報を区市町村防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。				・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。(港湾局、建設局)		
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	現状と課題 ・神田川のタイムライン作成を検討している。 ・多機関連携型、避難勧告着目型どちらを作成していくか検討する必要がある。 ・想定浸水が浅いため避難勧告等の必要性を検討する必要がある。 ・洪水に関する避難勧告等の詳細な発令基準を定める必要がある。	・石神井川、新河岸川、白子川のタイムライン作成を検討している。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討している。	・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。 ・避難勧告等の判断にあたっては、各河川の水位観測所の水位情報を基準として、都・気象庁などの情報も活用し、総合的に判断する。 ・避難勧告等の発令に際し、降雨から水位を予想することが難しい状況の中で、適切なタイミングでの発令判断に課題がある。 ・中小河川である石神井川、白子川のタイムラインによる有効性について検討している。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。			【区市町村】 全区市町村を対象 【気象台】 総務局、建設局、港湾局		
	今後の具体的な取組 ・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・石神井川、新河岸川、白子川のタイムラインを作成する。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討する。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の活用促進を図る。				・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)		
	R4年度 ・本区南端を流れる神田川について、タイムラインを作成する必要性について検討。 ・関係部署と連携し、避難勧告などの発令基準を検討している。	・石神井川、新河岸川、白子川のタイムライン作成を検討している。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討している。	令和2年度に作成した行政タイムラインについて、令和4年7月の水災害を想定した訓練を踏まえて更新した。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。多摩川タイムラインについても気象情報の提供等を行っている。 ・区市町村防災担当者との打合せ等連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。			・今年度、危険度分布「キキクル」の色が変更になったことを受け、「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインひな形」を更新し、区市町村へ展開した。引き続き、区市町村のタイムライン作成を支援していく。(総務局) ・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際にも、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認している。(建設局、総務局、港湾局)		
現状と課題 ・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を確認し、警戒水域に達した場合、サイレンにより周囲に周知している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない。 ・区職員による呼びかけを行っている。 ・大雨・暴風等によって防災行政無線や広報車の音声が取れなくなるのが課題である。 ・単一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。 ・外国人居住者への周知が課題である。 ・迅速に情報発信をするため、人手不足とならない体制を検討する必要がある。 ・発表・公表されている雨量・水位・河川映像・氾濫危険情報などの防災情報等が住民等に十分に周知されていないことが課題である。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を確認し、警戒水域に達した場合、サイレンにより周囲に周知している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない。 ・区職員による呼びかけを行っている。 ・大雨・暴風等によって防災行政無線や広報車の音声が取れなくなるのが課題である。 ・単一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。 ・外国人居住者への周知が課題である。 ・迅速に情報発信をするため、人手不足とならない体制を検討する必要がある。 ・発表・公表されている雨量・水位・河川映像・氾濫危険情報などの防災情報等が住民等に十分に周知されていないことが課題である。	・防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制配信メール、Lアラート、フェイスブック、ツイッター、区職員による呼びかけを行っている。 ・大雨・暴風等によって防災行政無線や広報車の音声が取れなくなるのが課題である。 ・単一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。 ・外国人居住者への周知が課題である。 ・迅速に情報発信をするため、人手不足とならない体制を検討する必要がある。 ・発表・公表されている雨量・水位・河川映像・氾濫危険情報などの防災情報等が住民等に十分に周知されていないことが課題である。	・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。	・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。			・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。 ・水位やカメラ映像等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」や「Youtube」で公開し、情報発信を強化している。(建設局) ・発信情報の集約化や有効活用策の検討が必要である。(建設局) ・平常時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムを運用している。(港湾局)	【区市町村】 全区市町村を対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局	
今後の具体的な取組 ・各種媒体を活用し、登録制メール、SNSの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。 ・R6年の防災対策システム更新の際に、防災アプリの更新や防災ホームページの作成を実施し、よりわかりやすい情報取得媒体を提供する予定。	・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。 ・R6年の防災対策システム更新の際に、防災アプリの更新や防災ホームページの作成を実施し、よりわかりやすい情報取得媒体を提供する予定。	・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値を活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適時適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。				・引き続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。 ・調査件数やアクセス数等から、活用状況を把握する。(建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定に伴い、高潮防災総合情報システムの改修を行う。(港湾局)			
R4年度 ・同報系無線等各媒体を用い、情報が住民に確実に伝わるような手段を検討していく。	・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。	各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。	都内の各区市町村長、防災担当者との打合せの際、キキクル(危険度分布)や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施した。			・監視カメラの公開を拡大していく。「東京都水防災総合情報システム」をより使いやすいデザインに変更予定。(建設局) ・高潮防災総合情報システムの改修の検討を行っている。(港湾局)			
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	現状と課題 ・警戒レベルが分かる発表形式で、より効果的な避難勧告等の発表を行う必要がある。	・気象庁や東京都が発表する情報をもとに、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討・構築した。	・災害種別ごとに様々な情報が発表され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。 ・警戒レベルが分かる発表形式で、避難勧告等の発表を行う必要がある。	・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供が必要がある。(建設局) ・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。			・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルを明示した発表文を用いて運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村を対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局	
	今後の具体的な取組 ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・現状の仕組みについて、必要に応じて見直しを図っていく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討する。	・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。 ・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。			・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)		

○第四施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都市圏管理河川を対象とした取組内容	R4年度	現状と課題	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。</li> <li>避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R4年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の仕組みについて、必要に応じて見直しを図っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報発令を円滑かつ的確に行えるよう、避難情報発令マニュアルを作成しており、令和4年7月の水災害を想定した訓練を踏まえて更新した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁ホームページのキキクル(危険度分布)について、警戒レベルを相当の「災害切迫」(黒)を新設するとともに、警戒レベル4相当を「危険」(赤)に統合することで、より分かりやすく危険度を伝えることができるよう改善を実施。</li> <li>自治体向け講習会や担当者打合せの機会に警戒レベルの説明を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局)</li> <li>高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている。(水道局、建設局)</li> <li>関係機関にダム放流に関する情報を伝達している。(水道局、交通局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区市町</li> <li>小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都市防計画に基づく関係機関)</li> <li>東京都</li> <li>水道局、交通局、建設局</li> </ul>		
⑥隣接区市町村等への避難体制の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水予想区域、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。</li> <li>隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R4年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域が区界にあるため、隣接自治体との連携について検討が必要である。</li> <li>住民が確実に避難できる経路を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップで、浸水予想区域及び避難場所を公表している。</li> <li>ハザードマップで避難所を公表している。</li> <li>都管理河川は水位上昇が早いので、隣接区まで避難する余裕はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップで避難場所を公表している。</li> <li>住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。</li> <li>東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップで避難場所を公表している。</li> <li>住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。</li> <li>東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁東京管区気象台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関東地方整備局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都</li> <li>想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局)</li> <li>想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</li> <li>区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局)</li> <li>区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村</li> <li>全区市町村を対象(東京都)</li> <li>建設局、下水道局、港湾局、総務局</li> </ul>	
⑦要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成状況・訓練の実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域図等を基に要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を把握する。</li> <li>地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。</li> <li>地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。</li> <li>大規模地下街等の浸水対策における防災訓練を実施し、避難経路を精査する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R4年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することにより時間を要する。</li> <li>避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</li> <li>特に池袋駅地下街における浸水防止対策について、東京都地下街浸水防止対策協議会池袋部会を中心に計画・訓練の状況を把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することにより時間を要する。</li> <li>避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</li> <li>東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設及び地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</li> <li>東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認し、地域防災計画に定める必要性について検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁東京管区気象台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関東地方整備局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都</li> <li>東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)</li> <li>想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</li> <li>区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局)</li> <li>所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化スポーツ局)</li> <li>東京都豪雨対策基本方針に基づき、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定。(都市整備局)</li> <li>区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉保健局)</li> <li>想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(下水道局)</li> <li>都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村</li> <li>全区市町村を対象(東京都)</li> <li>建設局、下水道局、港湾局、福祉保健局、教育庁、生活文化スポーツ局、都市整備局(一、二、三、四、六管内のみ)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R4年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定める必要性について検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設及び地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</li> <li>東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認し、地域防災計画に定める必要性について検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設及び地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</li> <li>東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認し、地域防災計画に定める必要性について検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁東京管区気象台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関東地方整備局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都</li> <li>引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> <li>引き続き、区市町村の浸水ハザードマップの基となる、区市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局)</li> <li>引き続き、区市町村の浸水ハザードマップの基となる、区市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局)</li> <li>区市町村と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。(教育庁)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村</li> <li>全区市町村を対象(東京都)</li> <li>建設局、下水道局、港湾局、福祉保健局、教育庁、生活文化スポーツ局、都市整備局(一、二、三、四、六管内のみ)</li> </ul>	

○第四施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		豊島区		板橋区		練馬区		気象庁東京管区気象台		関東地方整備局		東京都		取組機関	
⑧想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有	<p>・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有</p> <p>・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を指定(水防法第14条)</p> <p>・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の共有と高潮浸水想定区域図作成の手引き改定に伴う見直し</p>	現状と課題											<p>想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成・公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局)</p> <p>・高潮浸水想定区域図を公表している。(港湾局、建設局)</p> <p>・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。(港湾局、建設局)</p> <p>・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成する必要がある(建設局、下水道局)。</p>	【東京都】 建設局、下水道局、港湾局 【市町村】 市町村のみが対象(下水道等排水施設に関する雨水出水(内水)への対応)	
		今後の具体的な取組											<p>・引続き、雨水出水浸水想定区域図の作成及び雨水出水浸水想定区域の指定について検討していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引続き、市町村が作成する雨水出水浸水想定区域図の作成について技術支援を行っていく。(建設局、下水道局)</p> <p>・高潮浸水想定区域図を改定していく。(港湾局、建設局)</p> <p>・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成でき次第、順次公表・普及啓発していく(建設局、下水道局)。</p>		
		R4年度												<p>・雨水出水浸水想定区域図を順次作成(下水道局)</p> <p>・市町村が策定する雨水出水浸水想定区域図を技術支援する(下水道局)</p> <p>・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っていく。(港湾局、建設局)</p> <p>・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図の作成に着手した(建設局、下水道局)</p>	
⑨水害ハザードマップの作成、改良と周知	<p>・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。</p> <p>・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。</p> <p>・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。</p>	現状と課題	<p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、区ホームページへの掲載及び区窓口において配布する等により公表している。</p> <p>・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>・東京都が公表する浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、区民への配布や、ホームページ等で公表している。</p> <p>・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p> <p>・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、練馬区の拡大図を既存のハザードマップに挟み込むことにより対応する。今後、石神井川・白子川</p>	<p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成しホームページで公表している。</p> <p>・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p> <p>・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、練馬区の拡大図を既存のハザードマップに挟み込むことにより対応する。今後、石神井川・白子川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表された際は、既存のハザードマップの更新を行う。</p>							<p>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成・公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局)</p> <p>・高潮浸水想定区域図を公表し、区によるハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局、港湾局)</p>	【区市町村】 全区市町村が対象【東京都】 建設局、下水道局、港湾局		
		今後の具体的な取組	<p>・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。</p>	<p>・住民への効果的な周知方法について検討を進める。</p>	<p>・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。</p> <p>・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、練馬区の拡大図を既存のハザードマップに挟み込むことにより対応する。今後、石神井川・白子川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表された際は、既存のハザードマップの更新を行う。</p>							<p>・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引続き、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局)</p> <p>・区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>			
		R4年度	<p>・住民へハザードマップを周知するための効果的な方法について検討していく。</p>	<p>・ハザードマップをより分かりやすく区民へ伝えるための改定案等を検討した。</p>	<p>・令和3年6月に東京都が公表した隅田川および新河岸川流域における浸水予想区域図を反映させ、水害ハザードマップの修正を行った。</p> <p>・周知は、全戸配布および転入者への配布、窓口での配布、住民参加型訓練等の際に配布している。また、ハザードマップの配布と合わせて、東京マイタイムラインを挟み込んだ防災の手引きを配布し、防災の普及啓発を行っている。</p>								<p>・市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局)</p> <p>・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>		
⑩まるごとまちごとハザードマップの促進	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。</p>	現状と課題	<p>・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。</p>	<p>・他区市町村の取組事例等を参考に、実施を検討していく。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。</p>							<p>・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援している。(建設局)</p>	【区市町村】 全区市町村が対象【東京都】 建設局		
		今後の具体的な取組	<p>・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。</p>	<p>・他区市町村の取組事例等を参考に、実施を検討していく。</p>	<p>・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。</p>							<p>・引き続き、国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援していく。(建設局)</p>			
		R4年度	<p>・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討していく。</p>	<p>・他区市町村の取組事例等を参考に、実施を検討していく。</p>	<p>・作成の予定はないが、他区市町村の取組事例の状況を注視していく。</p>							<p>・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局)</p>			
⑪浸水実績等の周知	<p>・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。</p>	現状と課題	<p>・窓口で浸水実績を閲覧可能としている。</p> <p>・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>・ホームページ、窓口で浸水(道路冠水)履歴を公表している。</p> <p>・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>・ホームページ、窓口で浸水実績を公表している。</p> <p>・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。</p>							<p>・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局)</p> <p>・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)</p>	【区市町村】 全区市町村が対象【東京都】 建設局		
		今後の具体的な取組	<p>・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。</p>	<p>・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。</p>							<p>・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)</p>			
		R4年度	<p>・近隣区での取組みを参考に、水防を担当している土木部署とより多くの住民へ周知する方法を協議、検討していく。</p>	<p>・浸水実績をホームページ、窓口にて公表した。</p>	<p>・引き続き、浸水実績をホームページに公表している。</p>							<p>・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防情報の発信を実施している。</p> <p>・今後は、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの構築に取り組む。(建設局)</p>			
A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	<p>・近隣区などの取組みを参考に、住民に対して、水害リスクに関する周知を検討している。</p>	現状と課題	<p>・東京都管理河川を対象としての避難確保計画は未作成。</p>	<p>・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を水害リスクの高い地域に対し配布した。</p>								<p>・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)</p>	【区市町村】 全区市町村が対象【東京都】 総務局		
		今後の具体的な取組	<p>・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。</p>	<p>・東京都管理河川を対象とした個別の避難確保計画の作成について検討を進める。</p>	<p>・区で発行する防災普及冊子に東京マイタイムラインの要素を反映し、全戸配布を行う。</p>							<p>・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。(総務局)</p> <p>・引き続き、セミナー事業を通じマイ・タイムライン普及拡大に取り組む。また、セミナーの実施にあたっては区市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえたより効果的な開催先・受講団体を選定する。(総務局)</p>			
		R4年度	<p>・防災リーダーの育成に向けた取組を進めていく。</p>	<p>・東京都管理河川を対象とした個別の避難確保計画の作成について検討を進める。</p>	<p>・令和元年12月に区で発行する防災普及冊子に東京マイタイムラインの要素を反映し、全戸配布を行った。</p> <p>・出水期前に水害リスクの高い地域に対してマイタイムラインの冊子を配布した。</p>							<p>・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局)</p> <p>・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局)</p> <p>・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを制作・配信し、利用率向上を目標とした広報に取り組んでいる。(総務局)</p> <p>・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局)</p> <p>・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、親子、企業、学校を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)</p>			

○第四編 設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

⑩自助・共助の仕組みの強化	B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。	現状と課題	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新について取組を進めている。 ・出水期前に避難行動要支援者に対し避難等についてのチラシを送付し、早期避難についての呼びかけを実施している。	水害リスクの高い地域で自力避難できない方を対象に、水災害時避難行動要支援者名簿を作成し、大雨・台風時には情報提供を行っている。 ・水災害に関する講話を実施し、水害リスクに関する周知を図っている。			・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉保健局	
		今後の具体的な取組	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。 ・区施設へハザードマップを配備し、水害リスクの周知を図っていく。	・引き続き災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新について取組を進めていく。 ・水害リスクの特に高い地域に居住している避難行動要支援者を対象に、個別避難計画の作成を随時進めていく。	出水期前に水害リスクの高い地域にピラマキを行っており、対象者へ登録勧奨を進めていく。 ・水災害に関する講話を実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。			・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)		
		R4年度	要支援者名簿の更新にかかる準備を進めている。	・避難支援等関係者の研修等の場を活用し、ハザードマップの周知等を行った。 ・水害リスクの高い地域に居住している避難行動要支援者を対象に、個別避難計画の作成を随時進めている。	「台風接近時の練馬区行政タイムライン(事前防災行動計画)」に基づき、台風接近時における避難行動要支援者の避難支援の体制を確認するため、避難先となる福祉避難所7か所の開設・運営を想定した図上訓練を実施した。 ・令和3年5月に国が示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、個別避難計画の作成の考え方およびスケジュールを整理し、令和3年度から優先度の高い台風接近時に避難支援が必要な方の個別避難計画を作成した。					区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施していく。(福祉保健局)
	C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	現状と課題	・防災士取得のための助成を行っている。 ・女性の視点からの防災講座を実施した。	・住民に対する水害ワーキングセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。	水害リスクの高いエリアに対し、出水期前に戸別訪問し、水害リスクに関する周知を図っている。				・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局
		今後の具体的な取組	・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を検討していく。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を加速させ方策を検討していく。				・地域防災力の向上のための人材育成に向けて検討を進める(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する(総務局)	
		R4年度	・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を検討していく。	・防災学習センターで実施している「わりま防災カレッジ事業」の講座を通じて、区民の水害に対する意識の向上に取り組んでいる。 ・地域別防災マップの作成を通じて、地域ごとの災害リスクに則した訓練の実施に取り組んでいる。				・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局)	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関		

⑪住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を実施する。	現状と課題	・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	R4.7に、いたばしコミュニティ防災新河岸地区の活動において、住民主催による水害時避難訓練を行った。避難手段として、民間の輸送事業者を活用することで自分たちで避難手段を用意しようとして取り組んでいる点が自助共助の取組として評価できるものであり、区内に広げていきたい。	・関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)へ参加しているが少数となっている。			避難指示等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 総務局、建設局、港湾局
		今後の具体的な取組	・関係機関と連携し、多くの住民が参加する訓練を検討していく。	住民と事業者の約束を毎年確認する意味も込め、訓練が毎年行えるよう区として支援していきたい。 避難訓練で得た経験は、避難ルールブック作成に反映させていく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとなるよう、協力していく。			・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練をより多くの区市町村と連携して実施していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。 ・多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局)	
		R4年度	・住民参加型の訓練を実施した。	R4.7に、いたばしコミュニティ防災新河岸地区の活動において、住民主催による水害時避難訓練を行った。	土砂災害訓練時に関係機関と連携し、住民参加型の避難・誘導訓練を行い、合わせて参加住民に向けて気象庁職員による講話を実施した。	・6月25日練馬区土砂災害警戒区域対象避難訓練に参加し、防災気象情報について講話を行った。 ・9月3日東京都・品川区合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月9日東京都・神津島村合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月12日杉並区総合震災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。				

⑫防災教育の充実	防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。	現状と課題	・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・小学校等における防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・生活指導担当者を対象とした研修会等で指導のポイントの助言、学校で活用できる資料や関係機関の取組の紹介等を行っている。 ・理科・社会科等教科の学習を通じた指導の充実をこれまでに以上に図っていく必要がある。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム「経験したことのない大雨 その時どうする?」を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。			・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 教育庁、生活文化スポーツ局、総務局
		今後の具体的な取組	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・引き続き、関係機関との連携を図りながら、学校における防災教育が充実するよう働きかけていく。 ・学習指導要領社会科・理科等における、防災教育に関連する内容やその取扱いについて、教員に情報発信していく。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。			・防災教育に関する通知等の周知とともに、学校からの問合せ等への助言を行い、各私立学校の取組を支援する。(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)	
		R4年度	・防災教育として、小中学校等へ出前講座を実施した。	・小学校を対象とした水害に関する防災教育を実施した。	・学校安全計画の中に防災教育を位置付け、各小中学校が年間を通して防災教育を実施するよう働きかけている。 ・関係部署と連携し、小中学校等へ防災教育に関わる出前講座を実施したが、コロナ禍の影響もあり、実施回数が増えている。 ・次年度以降の小中学校への出前講座等の実施に向けて、関係部署と協議を進めている。 ・学習指導要領社会科・理科等における、防災教育に関連する内容やその取扱いについて、教員に情報発信していく。 ・小中学校に対し、東京都作成の「防災ノート」や「東京マイタイムライン」等防災副読本の活用推進を呼びかけている。	・11月15日荒川下流河川事務所及び北区役所と連携し、北区神谷中学校での防災教育にブースを出展した。			・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイタイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイタイムラインセミナーの出前講座及び、VR体験を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化スポーツ局) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイタイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(総務局・教育庁) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を配付し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)	

円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項									
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑬水位計、河川監視用カメラ等の整備	・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。 ・水位計(危機管理型を含む。)、河川監視用カメラの配置検討と設置状況	現状と課題	・神田川(曙橋)に、水位計や河川監視用カメラ等を設置している。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置している箇所での必要性を検討する必要がある。			河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。(建設局) ・狭いスペースや電源確保が困難な場所への設置検討、計画段階から実施主体間での設置情報の共有化、水位計やカメラ以外の観測機器導入に向けた情報収集が必要である。(建設局) ・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(交通局) ・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、水道局、交通局
		今後の具体的な取組	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し、必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討をすすめる。	・水位計、河川監視用カメラの配置について増設を検討していく。			・実施主体間での設置予定情報や事例の共有(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にしていく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にしていく。(水道局)	

○第四編 設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

<p>・取組予定内容)を共有する。 ・ダム放流警報設備等の適切な維持管理を実施する。</p>	<p>R4年度</p>	<p>・水位計(危機管理室を含む)及び河川監視用カメラの性能等を調査し、設置の可否について検討する。</p>	<p>・水位計、河川監視用カメラの配置について検討をすすめる。</p>	<p>引続き、水位計、河川監視用カメラの適切な維持管理を実施していく。</p>		<p>・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を実施していく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン)放送設備、赤色灯及び電光掲示板等の点検整備等を確実に実施していく。(水道局)</p>	
----------------------------------------------------	-------------	--------------------------------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------------------	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

2)的確な水防活動のための取組

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
<p>⑩水防上注意を要する箇所、水防資機材の整備等</p>	現状と課題	・水防資機材の保管倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に河川管理者、消防機関と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には河川管理施設等を点検するため、河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。			・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局) ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
	今後の具体的な取組	・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引続き、出水期前に河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加する。 ・適宜、水防用資機材の更新を実施する。	・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。			・引続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。(建設局) ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。(建設局)	
	R4年度	・水防資機材の点検実施。 ・出水期前に河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の協同点検に参加。	・出水期前に河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加した。	・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。			・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)	
<p>⑪水防訓練の充実</p>	現状と課題	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。		・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局) ・出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、総務局
	今後の具体的な取組	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関の参加等による訓練を検討する。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。		・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を検討していく。(総務局) ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局)	
	R4年度	・関係機関と連携し、水防訓練を実施した。	・今年度はコロナの関係で荒川タイムラインを基軸とした机上訓練を行った。	・多様な関係機関、住民参加型の水防訓練を実施した。	東京消防庁・国立市・立川市・昭島市合同総合水防訓練に参加し、防災気象情報の周知等を実施した。		・多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。(総務局) ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した(建設局)	
<p>⑫水防に関する広報の充実</p>	現状と課題	・ホームページ等を通じて、水防にかかる備えについて広報を充実していく。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集している。 ・水防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の充実に図っていく。	・ホームページや区報等を通じて、水防に関する広報を実施している。			・ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、総務局
	今後の具体的な取組	・引き続き、消防署や消防団と連携し、団員の募集を行う。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや区報等を通じて、水防に関する広報を実施していく。			・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)	
	R4年度	・区ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・ホームページや区報等を通じて、水防に関する広報を実施した。			・東京都水防ツイッター等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・職員のメール署名や名刺などにURL等を記載し広報を行った。(建設局) ・本所防災館にて水防月間に広報を実施した。(建設局)	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
<p>⑬水防活動を行う消防団間の連携、協力に関する検討</p>	現状と課題	・消防団が実施する事業等に対し、費用を助成している。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・洪水氾濫発生時には、より確実な水防活動が実施できる様、毎年実施している水防訓練に区内3消防団も参加し連携を図っている。			・連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
	今後の具体的な取組	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、水防訓練の中で、消防団を含む関係機関との連携、協力体制を図っていく。			連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
	R4年度	・区と消防署の水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図った。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局) ・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、区市町村に向けた周知を検討していく。(建設局)	
多様な主体による被害軽減対策に関する事項								
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
<p>⑭災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実</p>	現状と課題	・浸水予想区域内における災害拠点病院の立地状況を確認した。 ・災害拠点病院への迅速かつ確実な情報伝達が課題。	・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し必要に応じて地域防災計画に位置付けている。 ・洪水時の情報をFAX等で伝達している。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。	・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し必要に応じて地域防災計画に位置付けている。 ・洪水時の情報をFAX等で伝達している。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
	今後の具体的な取組	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。具体的には、固定電話・FAX・無線・衛星携帯電話・EMISなどを通じて情報伝達を行う。さらに、それぞれの機器を担当者不在時であっても複数人が対応できるように日常の訓練を通じて実施している。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)	
	R4年度	・引き続き、迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院はなかった。 ・区内の災害拠点病院とは、無線の定期通信訓練等により、迅速かつ確実な情報伝達を行うことができるよう体制を整えている。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	

○第四施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④洪水時の区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確保し、適切な機能確保のための対策(耐水化等)について検討する。	選状と課題 今後の具体的な取組 R4年度	排水ポンプ等を用意している。	区役所本庁舎等については、浸水予想区域外のため対策不要。	止水用の防潮板を設置し、地下駐車場区庁舎への浸水に対応している。 災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。 東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認する必要がある。			東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) 神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) 災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。(各局) 最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) 気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局
		引き続き、配備している排水ポンプ等の維持管理を実施。 浸水予想区域図等が更新された場合は、ハザードマップ等の見直しを行う。	区役所本庁舎等については、浸水予想区域外のため対策不要。	東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認し、必要に応じて対策を検討していく。			浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) 耐水化等の対策を検討していく。(各局) 引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局)	
		引き続き、配備している排水ポンプ等の維持管理を実施。	区役所本庁舎等については、浸水予想区域外のため対策不要。	浸水被害の際の対応を、中央管理室・警備・駐車場の委託業者と確認した。			引き続き、災対本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) 河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) 引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) 引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局)	

3) 氾濫水の排水に関する取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑤排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等。	選状と課題 今後の具体的な取組 R4年度	排水ポンプを整備している	排水ポンプ等の資器材を配備している。	排水ポンプ等の資機材を配備している。			東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) 東京港に排水機場を設置している。(港湾局) 建設事務所(西建を除く)に排水ポンプ車を配備している。(建設局) 排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、港湾局、下水道局) 最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) 気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局
		配備している資機材等について、定期的に点検をし、維持管理を行う。	配備している資器材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。			排水機場等の運用状況等に関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) 排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局) 引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	
		配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。	引き続き、排水ポンプ等の資器材について維持管理を実施。	土木部 配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。 区民防災課 区民防災組織に配備している軽可搬ポンプ(排水機能を有している)の更新を行った。 配備しているポンプの操法大会などを行うことで、操作技術の習熟に努めている。 配備している資器材については定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。			東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化を図っている。(総務局) 河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) 引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) 国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水作業準備計画を作成した。(建設局)	

4) その他の取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑥堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	選状と課題 今後の具体的な取組 R4年度	河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。			計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) 河道や河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)	【区市町村】 特別条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局	
		河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 東京都河川維持管理基本方針等に基づく、樹木・堆積土砂等の撤去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。	着実に適切な維持管理を実施していく。	着実に適切な維持管理を実施していく。	着実に適切な維持管理を実施していく。			着実に河川整備を進めていく。(建設局) 着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)	
		出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。			計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) 出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)		
⑦樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	選状と課題 今後の具体的な取組 R4年度	国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 都管理の水門・樋管等について、施設の確実な運用体制を検討する。					水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局) 下水道局管理の樋門について、内地の安全な場所から遠隔等操作できるよう対策済(下水道局)	【東京都】 建設局、下水道局	
							水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) 引き続き、円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施する。(下水道局) 国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局)		
							引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局) 円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施。(下水道局)		
⑧水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	選状と課題 今後の具体的な取組 R4年度	防災、安全交付金を確保し、水防災社会再構築の取組を支援する。					防災、安全交付金を活用した区市町村が行うハザードマップの作成やまるとちごとハザードマップの作成などの取組を支援している。(建設局)	【東京都】 建設局	
							引き続き、区市町村の要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)		
							想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるとちごとハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)		
⑨適切な土地利用の促進	選状と課題 今後の具体的な取組						令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行により水害リスクに関する情報が重要事項説明事項となったことから、新たに水害リスクが判明した際には、情報を適切に不動産関連事業者に対して周知する必要がある。(住宅政策本部、建設局)	【東京都】 住宅政策本部、建設局	
							水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局)		

○第四施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①災害時及び災害復旧に対する支援強化	災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参画する。 災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	選状と課題 R4年度	国、東京都が実施している研修へ参加している。 災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	国、東京都が実施している研修へ参加している。	国、東京都が実施している研修へ参加している。 災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。	国が実施している研修等に参加している。(建設局) 災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) 災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。	引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)	
		R4年度	国、東京都が実施している研修へ参加し、課内で報告、共有を図った。	国、東京都が実施している研修へ参加し、関係部署へ共有した。	気象庁主催のワークショップに職員が参加した。	区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の利活用について解説した。 区市町村防災担当者を対象に気象防災ワークショップを実施した。	国及び外郭団体が実施している研修等に参加した。(建設局) 災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)	
②災害情報等の共有体制の強化	DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	選状と課題	DISにて災害情報や避難情報を共有している。	DISにて災害情報や避難情報を共有している。	DISにて災害情報や避難情報を共有している。		区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) 区市町村に対してDISの利用方法を周知するとともに、操作習熟について支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		体今後的な取組	DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。		引き続き、DISの操作習熟について講習会等を通じて支援していく。(総務局)	
		R4年度	災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有した。 平時からDIS操作訓練を複数職員で実施している。		DISの操作講習会等の充実を図り、災害時の円滑な情報共有を支援していく。(総務局)	
③地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	選状と課題				平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 令和4年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。		【関東地方整備局】
		今後の具体的な取組					国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。	
		R4年度					減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。	